

## 11 特定粉じん排出等作業の記録

### 11. 1 特定粉じん排出等作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存

(法第 18 条の 23 第 1 項、規則第 16 条の 15 第 1 項)

対象：特定工事の元請業者

特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告する必要があります。特定粉じん排出等作業が完了する時点と工事全体が完了する時点が異なる場合には、工事全体が完了する前であっても報告することとなっています。

#### 報告事項

- 作業が完了した年月日
- 作業の実施状況の概要
- 確認を行った者の氏名及び確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項（※1）

### 11. 2 特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存

(法第 18 条の 23、規則第 16 条の 15 第 2 項、規則第 16 条の 16)

対象：特定工事の元請業者、自主施工者

#### (1) 記録の項目

施行規則の根拠			記録事項	元請業者	自主施工者	
16 条 の 15 第 2 項	一	第10条の3	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
		4第2項	四	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○
		第16条の4第1号	イ	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○
			ロ	特定工事の場所	○	○
			ハ	特定粉じん排出等作業の種類	○	○
	二		特定粉じん排出等作業を実施した期間	○	○	
	三		特定粉じん排出等作業の実施状況	○	○	
		イ	除去又は囲い込み等の完了の確認をした年月日、確認の結果及び確認を行った者の氏名	○	○	
		ロ	別表第 7 の一の項中欄に掲げる作業並びに同表の六の項下欄イ及びハの作業を行ったときは、同表の一の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認を行った者の氏名	○	○	
				発注者への報告書面の写し	○	-

(2) 保存の期間と方法

特定粉じん排出等作業の記録は、確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し（※2）と共に、特定工事が完了した日から3年間保存してください。電磁的記録として保存することもできます。

- ※1 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、その旨）。
- ※2 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関から発行された講習修了証（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、当該協会から発行された登録証）。